

「動力新聞号外(3)」のわどろくべき主張「入浴闘争被処罰者の適用は当然だ」

「本部」革マルに対する国鉄労働者の怒りの声にいたたまれず、必死になつて「そうではないんだ」と歯止めをしたんだ」と弁解しています。

しかし、そのこと自体、「改悪案」のなかみが反動的なものであること认识到いるのです。すなわち、3項8号適用について「執務態度、技能、協調性」が「単なる例示であり考え方は從来と同じ」というならば、なぜ「協定」に加える必要があるのでしようか。「執務態度が悪く、技能が未熟で、協調性がない」労働者に、3項8号を適用するために付け加えたこと位、小学生にもわかる道理ではありませんか。

をすすめてきた。三項八号について「執務態度、技能、協調性」など付加されているが、このことについし「單なる例示であり考え方は従来と同じ」との確認をおこない、それらを保障するために交渉記録抜きのなかに三項八号および四項について「客観的な実証にもとづく」との表現によつて管理者の一方的な恣意的判断を許さないとの歟止めをかちとつた。さらに地方における取り組みのなかで、このことを保障させるための地方協議問題について「地方において説明し、労使双方理解を深めるよう努力する」と明らかにさせ、地方協議の場を内容において実現させたといふわけだ。のことになんらふれられない国労

動労「本部」革マルは「動力車新聞号外」を乱発し、「昇給未実施の原因は、組合員に事の本質を隠蔽し』支給延伸運動』を一部組合員に展開させている国労にある」として国労攻撃を極める一方、「千葉地本情報」を動労千葉の全組合員に送りつけ、組織切り崩しを図ろうとしています。われわれは、動労「本部」革マルの反労働者性を弾劾することはもちろん、とりわけ「動力車新聞号外その3」の断じて許せぬ言辞について、すべての国鉄労働者に明らかにするのです。

革マル一流の論理のスリカエ

そのうえで、3項8号の適用にあたつて、「客観的な実証にもとづき……管理者の一方的な恣意的判断を許さない確認をした」というにいたつてはもはや論外です。

労働組合から3項8号は「客観的実証にもとづいてやれ」と要求しているのであり、従つてワッペン着用、突発休、事故を起こしたなどの客観的実証があれば、3項8号適用は当然という反動的代物なのです。

そして、地方協議問題については、専なる「説明」を受けるだけのものであります、そもそも当局と勤労「本部」革マルが「客観的実証にもとづいてやる」以上、まさに「説明」を受けるだけです。

当局の飼い犬を叩き出せ

次的文章を決して怒りなしには読むことができるません。

の問題だということだ。まして、かの「入浴闘争」で処分を受けた者の三項八号問題などを持ち出すことは正気では考えられないことだ。さらに、支配する側が目を剥いている「労働処分に関する回復昇給」について善処を求めるにいたつては、なにをか言わんやということである。このことを動労は指摘している

「動効一本部」革バハレ・貢林・目録当局の國
鉄労働運動压殺にむけた既得権剥奪攻撃である、
時間内入浴規制に実力決起し、不当処分された労
働者が3項8号を適用されるのは当然だ、と主張
しているのです。

すべての国鉄労働者のみなさん。
これ程の反労労働者の言辞をぬけぬけといふまで
に腐敗し、当局の飼い犬になり下つた勤労「本部」
革マルを、『おぼれる犬は叩け』のことわざ通り、
すべての職場から一刻も早く叩き出そうではあり
ませんか。

國鐵千葉動力車勞働組合

83.12.6

-全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!-